袖ケ浦市
産業振興ビジョン

後期アクションプラン

【令和２年度～令和７年度】

令和２年３月

袖ケ浦市

目　次

１．　袖ケ浦市産業振興ビジョンの後期アクションプランの概要 1
(1) 後期アクションプランの役割 1
(2) 後期アクションプランの計画期間 1
(3) アクションプランの推進体制 2

２．　後期アクションプランの体系 3
(1) 全体像 3
(2) 後期アクションプランの個別事業表の見方 4

３．　産業別のアクションプラン 5
(1) 農　業 5
(2) 工　業 20
(3) 商　業 30
(4) 観　光　業 42
(5) 分野横断的な取組み 52

１．袖ケ浦市産業振興ビジョンの後期アクションプランの概要

⑴ 後期アクションプランの役割

産業振興ビジョン後期アクションプランは、本市の産業振興ビジョンを着実に推進するため、前期アクションプランにおける取組成果や課題を踏まえて、後期アクションプラン実施期間において展開する取組内容や具体的な事業をとりまとめたものです。

なお、本アクションプランに掲げた取組事業の実施にあたっては、市の財政状況等を勘案し、必要に応じて上位計画である総合計画の実施計画に位置付け取り組んでいきます。

⑵ 後期アクションプランの計画期間

産業振興ビジョンの計画期間は、当初、平成 27 年度（2015）～平成 36 年度（2024）までの 10 年間と定めましたが、令和 2 年度（2020）を初年度とする総合計画（計画期間 12 年）の前期基本計画が 6 年であることを踏まえ、計画期間を令和 7 年度（2025）まで 1 年延長します。それに伴い、後期アクションプランの計画期間は令和 2 年度(2020)～7 年度（2025）の 6 年間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や本市の産業を取り巻く環境など、様々な状況の変化に対応するため、必要に応じ見直しを行うこととします。

【本ビジョン策定当時の期間】

平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
2010年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
【現行】総合計画（平成22～31年度）										【次期】総合計画（平成32年度～）				
					袖ケ浦市産業振興ビジョン（10年間）									
					前期アクションプラン（平成27～31年度）					後期アクションプラン（平成32～36年度）				

【変更後の期間】

平成22年度	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元年度	2	3	4	5	6	7
2010年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
【前】総合計画（平成22～令和元年度）										【現行】総合計画（令和2～13年度）					
					袖ケ浦市産業振興ビジョン（11年間）										
					前期アクションプラン（平成27年度～令和元年度）					後期アクションプラン（令和2～7年度）					

⑶ アクションプランの推進体制

① 事業者・産業団体・市民及び行政が連携した取組みの推進

産業振興ビジョンで目指す将来像の「産業が調和したにぎわいと活力のあるまち袖ケ浦」を実現するために、事業者はもとより、産業団体、市民、行政などの関係主体が目標を共有し、各主体がそれぞれの役割の認識のもと、相互の連携による取組みを推進していきます。

② 袖ケ浦市産業振興懇談会による協議

事業者、産業団体、行政などが継続的に意見交換などを行うことのできる場を創出するため、「袖ケ浦市産業振興懇談会」を設置し、意見交換・情報共有、そして産業振興施策の推進にあたっての問題点・課題の共有、事業の連携・調整などを行います。

③ 袖ケ浦市産業振興推進委員会による施策の進行管理

産業振興施策が着実に効果的に取り組まれているかどうか、庁内に「袖ケ浦市産業振興推進委員会」を設置し、産業振興ビジョンの進行管理を行います。

【計画の推進体制】

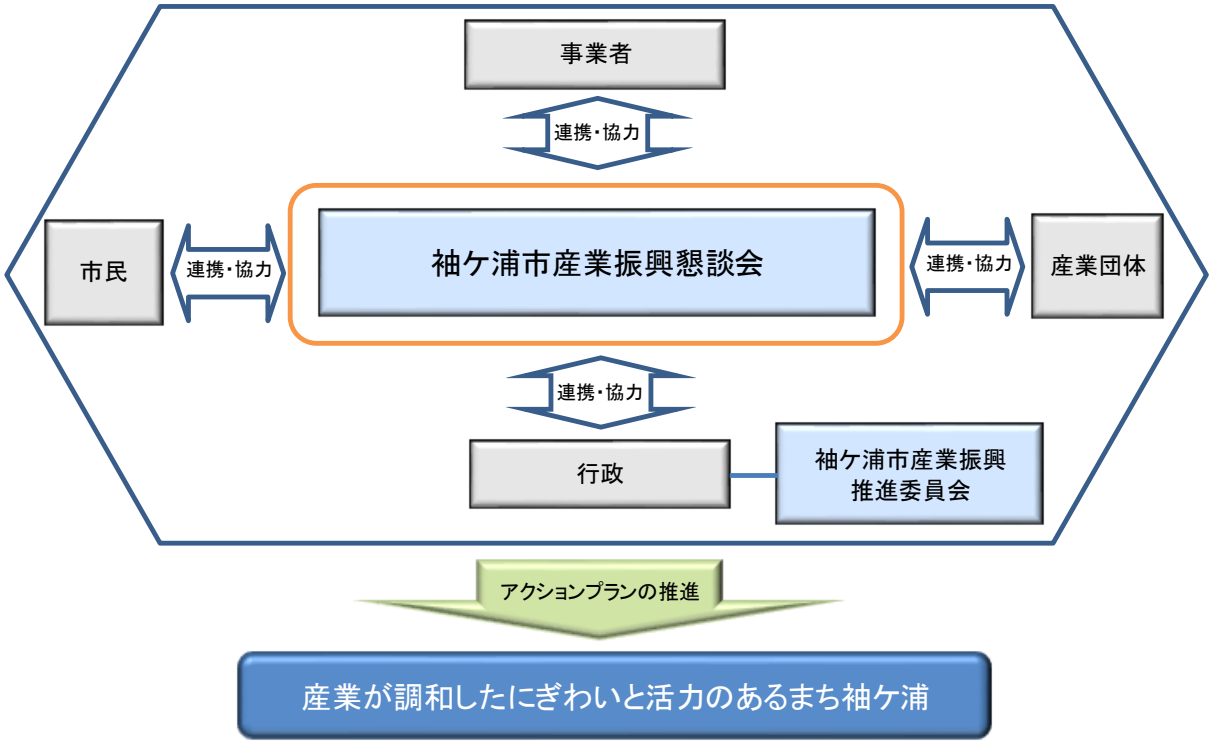

２．後期アクションプランの体系

⑴ 全体像

産業振興ビジョンは、本市の産業の将来像（産業全体の目指すべき姿）を実現するため、農業、工業、商業、観光業の各分野の基本目標や今後の方向性、具体的な取組みを定めています。また、各分野の範囲にとらわれない横断的な取組みによって効果的に本市産業の振興を推進します。

そして、本アクションプランにおいて、農業、工業、商業、観光業の各分野の基本目標を達成するために必要となる具体的な取組みや取組事業を整理し、掲載しています。

≪産業振興ビジョンの全体像≫

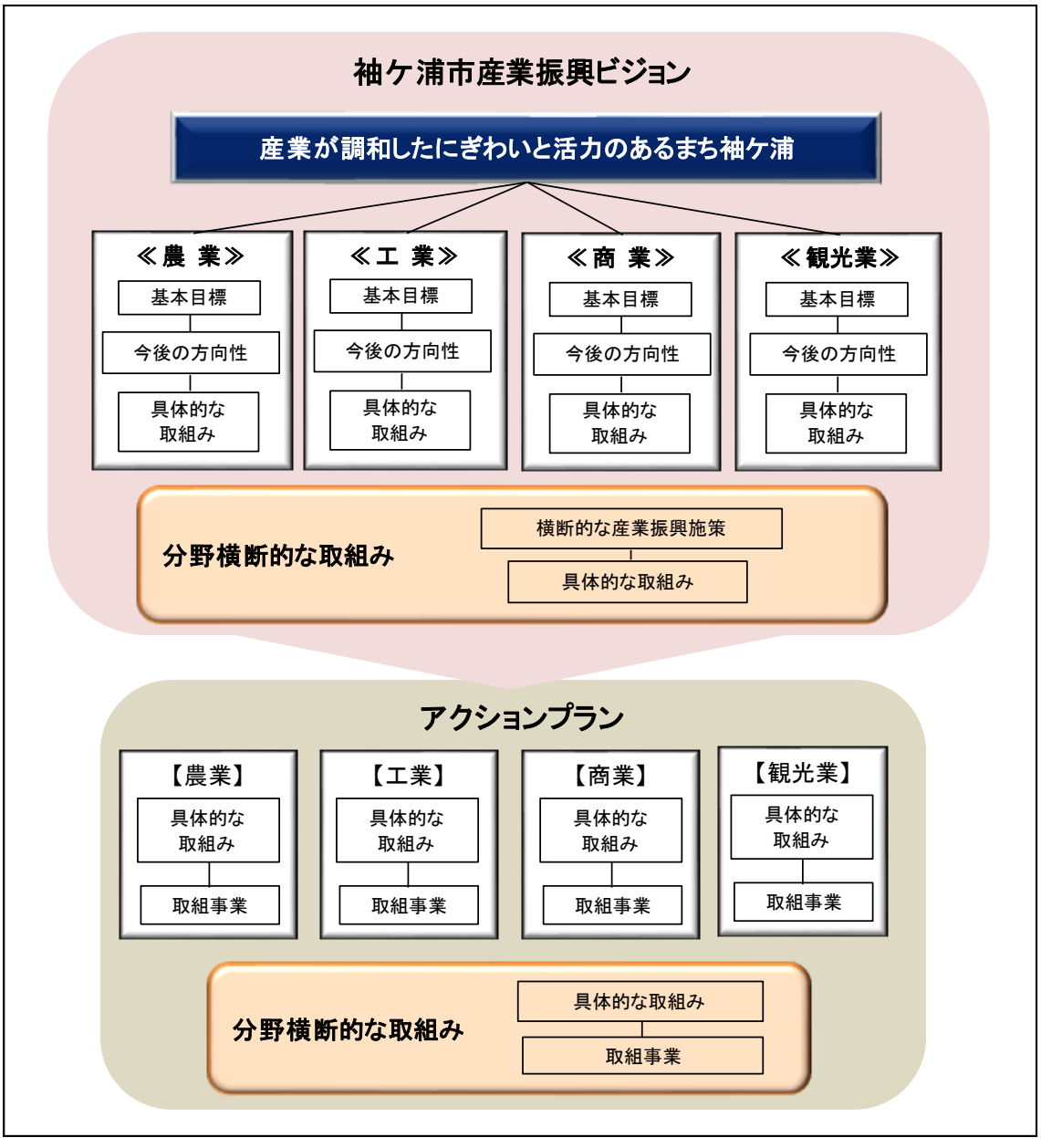

⑵ 後期アクションプランの個別事業表の見方

アクションプランでは、「具体的な取組み」を実施していくうえでの「取組事業」を整理しており、その見方は以下の通りとなります。

通し番号。施策の展開（ａ～）ごとに番号を付与。

【取組事業】

事業名	ａ－②　新規就農者支援対策事業					
担当部署	環境経済部農林振興課					
事業概要（前期アクションプラン）	県主催による農業経営体育成セミナー等の受講者に対する支援に加え、新たに就農を希望する者への農業の雇用情報等を提供するとともに、県や農業関係機関と連携し、青年就農給付金等の支援制度の活用を促進し、円滑な新規就農希望者の就農を支援します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	広報紙等の媒体を活用し、セミナー等の開催や受講生の募集を行うなど新規就農希望者の参加を呼び掛けたほか、各種補助事業を実施し、経営の早期安定化への支援をはじめ、関係機関との連携による営農技術の習得を図ることができました。今後も、更なる新規就農者の拡大を図るべく、県、農協等の関係機関と連携した効果的な情報発信、相談事業の実施が課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	新規就農者が早期に安定した営業経営が行えるよう、県や JA など農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援し、経営の早期安定化へつなげます。U ターン希望者などに積極的に情報発信を行い、新規就農者の就農支援にも取り組みます。					
実施主体	市・県・農業委員会・農協					
区分	継続					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	新規就農者への就農支援					

事業の庁内担当課の名称。複数の課が担当する事業もあり。

当該事業を実施していく主体。先に記載してある主体が中心的に事業を実施。

今回新たに事業化するものは「新規」、既に実施している事業は「継続」と表記。

令和２年度～令和７年度までの６年間のアクションプランの事業計画を記載。

３．産業別のアクションプラン

(1)　農　業

【戦略・今後の方向性・具体的な取組み・取組事業の体系図】

分野	目標	戦略		今後の方向性		具体的な取組み		取組事業		担当課	実施主体
農業	恵まれた自然環境を活かし未来を拓く農業のまち	①	担い手の確保と育成	a	持続可能な農業経営の推進	(ア)	担い手の確保・育成に向けた支援	a-①	担い手育成・支援対策事業	農林振興課	市・農業委員会・認定農業者・農協
								a-②	新規就農者支援対策事業	農林振興課	市・県・農業委員会・農協
		②	耕作放棄地対策など農地の有効活用			(イ)	農業基盤整備の推進	a-③	農業基盤整備事業	農林振興課	県・土地改良区・市
								a-④	農地農村環境保全事業	農林振興課	地域活動組織
								a-⑤	森林経営管理事業	農林振興課	市・森林所有者・林業経営者
								a-⑥	有害鳥獣駆除事業	農林振興課	市有害鳥獣対策協議会・農協
		③	稼げる農業への転換	b	農畜産物のブランド化、6次産業化の推進	(ア)	魅力ある農畜産物づくり	b-①	農畜産物の魅力向上事業	農林振興課	農協・市・観光協会
				c	人を呼び込める魅力ある農業の推進	(ア)	グリーンツーリズムの推進	c-①	体験農園支援事業	農林振興課 商工観光課	市・農協・観光協会
								c-②	観光・直売型農業推進事業	農林振興課 商工観光課	市・農協・観光協会
								c-③	田園空間施設維持管理事業	農林振興課	市
		④	農業のグローバル化への対応	d	県と連携した農畜産物のアジア展開	(ア)	輸出に取り組む生産者団体や販売促進活動への支援	d-①	県と連携した輸出プロモーション活動の推進事業	農林振興課	市

【今後の方向性（前期アクションプラン）】

ａ　集落・地域における「人・農地プラン」の作成と推進、農地の集約化

見直し理由と内容	戦略である「担い手の確保と育成」と「耕作放棄地対策などの農地の有効活用」に対する「人・農地プラン」は重要であるものの、その作成と推進だけに限定されないため、今後については、農業の持続的な活性化を図るべく、人材面及び農地面をともに網羅するものとして、「持続可能な農業経営の推進」に変更します。

【今後の方向性（後期アクションプラン）】

ａ　持続可能な農業経営の推進

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｱ）「人・農地プラン」の作成支援と情報提供

（ｲ）新規就農希望者の就農及び定着支援

（ｳ）集落営農及び法人化の推進

見直し理由と内容	「今後の方向性」と同様に、「人・農地プラン」の作成は重要であるものの、その作成だけを単独で進めるものではなく、地域・集落単位による経営体や認定農業者などの担い手育成とあわせて行うものであるため、今後の方向性としては、「担い手の確保・育成に向けた支援」に変更します。また、前期アクションプランで分かれていた（ｲ）新規就農希望者の就農及び定着支援、（ｳ）集落営農及び法人化の推進についても、一体で進めることが有効なため、「担い手の確保・育成に向けた支援」に包含する形とします。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｱ）担い手の確保・育成に向けた支援

農家の高齢化が進む中、本市の農業の活性化を図るうえでは、新しい農業の担い手を確保・育成していくことが必要であり、そのためには、認定農業者を増やすとともに、人･農地プランの作成を進める地域･集落を増やしていくことが必要となります。また、新規就農者の確保・育成を進めるとともに、農地中間管理事業を活用して耕作放棄地の解消を図っていきます。

【取組事業】

事業名	ａ－①　担い手育成・支援対策事業
担当部署	環境経済部農林振興課
事業概要 （前期アクション プラン）	**【担い手育成・支援対策事業】** 耕作放棄地の解消を図り、市内農業を活性化するため、認定農業者などの担い手を育成するとともに、農地の利用集積の促進や経営規模拡大等に対して、補助事業の活用を推進します。 **【人・農地プラン作成支援事業】** 担い手不足や耕作放棄地の解消を図るため、農業関係機関や集落等と調整しながら、地域・集落等単位による中心となる経営体を育成・確保し、農地集積を促進するための「人・農地プラン」の作成支援に加え、定期的な見直しについても支援し内容の充実を図ります。 **【耕作放棄地解消事業】** 耕作放棄地の解消を図るため、農業関係機関や集落等と連携し、現地調査等による土地利用状況を把握するとともに、国等交付金を活用しながら、農地の再生及び農地集積を促進します。 **【集落営農及び法人化支援事業】** 県や農業関係機関と連携して、集落営農組織等の設立を支援するとともに、法人化等に取り組もうとする農家に対しての支援制度の情報提供や他法人等とのネットワークの構築を支援します。 **【農地中間管理事業】** 優良農地を集積するため、県農地中間管理機構を中心として、関係団体が連携するとともに、国交付金制度を活用した農地の調整を推進します。
前期アクション プランにおける 成果と課題	認定農業者育成のため、農地利用集積及び機械施設導入に対する補助事業の実施により生産力強化を図りました。認定農業者は、少しずつ増加していますが、今後も認定農業者制度の周知などにより認定農業者の確保・育成や、経営規模拡大志向のある農業者への支援を進め、担い手を増やしていくことが課題です。
事業概要 （後期アクション プラン）	担い手不足や耕作放棄地の解消を図るため、中心となる経営体の育成・確保及び農地中間管理事業の活用による農地集積促進につなげる「人・農地プラン」の作成を推進します。また、農業センターを活用しながら、認定農業者などの担い手を育成するとともに、集落営農組織や法人化など経営規模拡大等に取り組もうとする農家に対して、支援制度の情報提供や他法人等とのネットワークの構築を支援します。さらに、ICT やロボット技術、農機具の自動運転等の先端技術の導入などスマート化を検討する農家に対しても支援を行います。
実施主体	市・農業委員会・認定農業者・農協
区分	継続（担い手育成・支援対策事業、人・農地プラン作成支援事業、耕作放棄地解消事業、集落営農及び法人化支援事業、農地中間管理事業の一部を統合）

事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	農地利用集積の促進と耕作放棄地解消の支援					
	担い手への施設整備等の助成の実施					
	人・農地プランに係る支援					
	耕作放棄地の調査、再生作業及び農地集積の支援					
	集落機能の維持・保全活動の実施					

【取組事業】

事業名	ａ－②　新規就農者支援対策事業
担当部署	環境経済部農林振興課
事業概要（前期アクションプラン）	県主催による農業経営体育成セミナー等の受講者に対する支援に加え、新たに就農を希望する者への農業の雇用情報等を提供するとともに、県や農業関係機関と連携し、青年就農給付金等の支援制度の活用を促進し、円滑な新規就農希望者の就農を支援します。
前期アクションプランにおける成果と課題	広報紙等の媒体を活用し、セミナー等の開催や受講生の募集を行うなど新規就農希望者の参加を呼び掛けたほか、各種補助事業を実施し、経営の早期安定化への支援をはじめ、関係機関との連携による営農技術の習得を図ることができました。今後も、更なる新規就農者の拡大を図るべく、県、農協等の関係機関と連携した効果的な情報発信、相談事業の実施が課題です。
事業概要（後期アクションプラン）	新規就農者が早期に安定した営業経営が行えるよう、県や JA など農業関係機関と連携し、栽培技術の習得、農地の確保、機械・施設導入の経費等について支援し、経営の早期安定化へつなげます。U ターン希望者などに積極的に情報発信を行い、新規就農者の就農支援にも取り組みます。
実施主体	市・県・農業委員会・農協
区分	継続

事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	新規就農者への就農支援					

㈠ 農業基盤整備の推進

農業生産の基礎となる農地等について、良質な農作物を低コストで安定的に生産できるように、農業基盤の整備を推進するほか、農道の維持補修や景観形成などにも配慮して農地環境の保全を図ります。また、近年被害が大きくなっている有害鳥獣の防止及び抑制を図るべく対策を講じていきます。

【取組事業】

事業名	ａ－③　農業基盤整備事業					
担当部署	環境経済部農林振興課					
事業概要（前期アクションプラン）	**【農地中間管理事業】** 優良農地を集積するため、県農地中間管理機構を中心として、関係団体が連携するとともに、国交付金制度を活用した農地の調整を推進します。 **【県営経営体育成基盤整備事業】** 農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、担い手の育成や農地の集積を促進します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	武田川下流地区は 91.7 ha（89.6%）の区画整理工事が完了したほか、浮戸川上流Ⅲ期地区は 54.0 ha（100%）の区画整理工事が完了するなど、順調に基盤整備を進め、農地の大区画化、汎用化による生産性の向上につなげました。今後は現在着手中の工事を完了させるとともに、新たな事業着手地区への対応を進めることが必要です。					
事業概要（後期アクションプラン）	農業経営の合理化を図るため、ほ場の区画形質の改善や乾田化、農道整備、用排水整備等、生産性の高いほ場整備を行うとともに、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の長寿命化やパイプライン化等の整備を行い、水利用の効率化・水管理の省力化等の推進を支援します。また、新たに事業着手を進める地区などでは、説明会等を行うとともに、準備委員会設立後も会議等に参加し、早期事業化を目指します。					
実施主体	県・土地改良区・市					
区分	継続（農地中間管理事業の一部、県営経営体育成基盤整備事業を統合）					
事業計画	**令和２年度**	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
	浮戸川上流Ⅲ期地区					
	武田川下流地区					
				大鳥居地区		

【取組事業】

事業名	ａ－④　農地農村環境保全事業					
担当部署	環境経済部農林振興課					
事業概要（前期アクションプラン）	農業基盤である農地や農道、農業用排水路などの資源を守るため、地域住民や関係団体が一体となり、保全する組織活動に対して支援します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	市内 16 地区、約 979ha で地元活動組織が実施する共同活動に対して支援を行い、国土や自然環境の保全及び、良好な景観の形成等の農業・農村の持つ多面的機能の維持・発揮を図りました。今後は、担い手の高齢化や農村の過疎化が進み、活動組織の維持が困難になる恐れがあることから、活動組織の拡充を図ることが課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽による景観形成等に支援を行い、自然環境の保全及び良好な景観の形成等の地域資源の適切な保全管理を推進します。					
実施主体	地域活動組織					
区分	継続（旧多面的機能支払交付金事業）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	地域資源の適切な保全管理の推進					

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ａ－⑤　森林経営管理事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部農林振興課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">優良な森林の維持と資源の充実を図るため、造林・下草刈・枝打・間伐等の実施に対して支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">適正な造林、間伐等に対し補助金を交付し、公益的機能回復や森林機能強化を図るとともに、山林所有者の負担軽減に寄与しました。今後は、新たな法施行への対応も含めて、森林所有者の意向調査や、適切な管理方法、県内産の木の活用方法などを検討していくことが必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林管理の適正化を促進します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市・森林所有者・林業経営者</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続（旧森林整備推進事業）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">森林所有者への意向調査等</td></tr>
<tr><td colspan="5">林業経営者への再委託及び市が行う森林経営管理</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ａ－⑥　有害鳥獣駆除事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部農林振興課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">農畜産物に被害を与えている有害鳥獣について、木更津猟友会袖ケ浦市駆除隊等による駆除を推進するとともに、国等補助事業を活用しながら防護柵等を設置し、被害の防止及び抑制を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">木更津猟友会袖ケ浦市駆除隊等による駆除の実施や、国等補助事業を活用し、防護柵等の設置や箱ワナ設置による被害の防止及び抑制を図りました。また、市内での捕獲従事者を増やすため、わな免許取得にかかる補助事業を実施し、駆除と防除の両輪で事業を推進しました。今後、駆除隊員の高齢化や、新たに駆除を実施する人が少ないことから、将来的な人材の不足への対応が課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">国等補助事業を活用し、イノシシ、アライグマ等の有害鳥獣の駆除を実施するほか、防護柵設置に関する補助により設置を促進し、農作物被害の防止及び抑制を図ります。また、有害鳥獣に関する講習会の実施を通じて、駆除及び防除に対応できる人材の育成にもつなげていきます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市有害鳥獣対策協議会・農協</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続（旧有害鳥獣対策事業）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">駆除と防除の両輪による農作物被害の抑制</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

b　農畜産物のブランド化、6 次産業化の推進

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

(ｱ) 農畜産物のブランド化支援

(ｲ) 6 次産業化や販路開拓への支援

見直し理由と内容	農畜産物の「ブランド化」と「6 次産業化」は、市内農畜産物の魅力向上と販路拡大へつなげるという点で同じ方向性の取組みのため、統合し、「魅力ある農畜産物づくり」とします。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

(ｱ) 魅力ある農畜産物づくり

市内では、多種多様な農産物が生産されているほか、エコ栽培により生産された環境保全型農業への取組みなど、付加価値の高い農畜産物を積極的に市内外へ PR することで、需要の拡大を図るとともに、ブランド化を推進します。また、市内農家が積極的に 6 次産業化に取り組む際には、情報提供や販路拡大等を支援し、魅力ある農畜産物づくりを進めます。また、本市の新鮮な農畜産物等の魅力を感じてもらえるよう、地産地消に取り組むレストラン等を支援し、取組みの拡大を図ります。

【取組事業】

事業名	ｂ－①　農畜産物の魅力向上事業
担当部署	環境経済部農林振興課
事業概要 （前期アクション プラン）	**【農畜産物ブランド化推進事業】** 効率的な集中した生産による産地化や、化学肥料等を減らした環境保全型農畜産物を生産するなど、付加価値を高めた農畜産物を戦略的に生産するほか、情報発信力がある観光施設や集客イベントを活用し、市内の生産者団体や商業者等と連携して、旬の農畜産物を効果的に PR するイベントを実施しブランド化を図ります。 **【高付加価値農業推進事業】** 農畜産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに応えるため、環境にやさしい「ちばエコ農産物」の普及拡大を推進します。 **【6 次産業化支援事業】** 生産者が自ら加工・販売まで行う 6 次産業化に取り組む意向のある農業者に対して、国の補助金や県のサポートセンターなどの情報提供を行うほか、既に 6 次産業に取り組んでいる市内の農家や商業者とのネットワークを構築し、連携の強化につなげます。 **【農家レストラン整備支援事業】** 市内で盛んな農業を活かした観光の魅力向上を図るため、農家レストランに取り組む事業者に対して、市の HP や広報を活用して PR するほか、本市の新鮮な地元食材等を堪能できるレストランに意欲のある事業者を集め、各種情報提供や農家とのネットワーク構築を支援します。
前期アクション プランにおける 成果と課題	朝採れ野菜などの旬の農産物などを効果的に PR することで、袖ケ浦ブランドとして一定の評価を得るとともに、ちばエコ農産物の普及拡大につなげました。また、補助事業を通じて 6 次産業化による商品開発を支援し、特産推奨品として好評となるなど成果が生まれています。今後は、更なる認知度向上とブランド化を図るべく、農協や市内生産者と連携しつつ、PR 方法を検討していく必要があります。また、農家レストランについては、他法令の許可等の必要性から新規開設が難しく、実現可能な手法を再検討することが課題となっています。
事業概要 （後期アクション プラン）	農産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう、環境にやさしい農産物の普及拡大を推進します。また、生産者が自ら加工・販売を行う 6 次産業化に取り組む農業者へ補助事業等を活用した支援を行うとともに、商業者との連携から市内産農産物の活用や販路拡大を支援し、農畜産物の魅力向上につなげます。また、本市の新鮮な農畜産物等を堪能できるレストラン等に取り組む事業者を支援するほか、市内産農産物を使った飲食店を増やすことで、市民だけでなく来訪者が市内の農産物を食べられる機会の拡大につなげます。
実施主体	農協・市・観光協会

区分		継続（農畜産物ブランド化推進事業、高付加価値農業推進事業、6 次産業化支援事業、農家レストラン整備支援事業を統合）				
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	高付加価値農産物の PR					
	6 次産業化の推進、取組みの PR					
	農家レストランに対する支援					

ｃ　人を呼び込める魅力ある農業の推進

【具体的な取組み】

㈠ グリーンツーリズムの推進

収穫体験型の農場を提供する農家への支援を通じて、市民等への農業体験機会の拡大を図るほか、生産者と消費者の交流を促進するとともに、食育活動や地産地消の推進につなげます。さらに、農業・農村の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全している、ひらおかの里農村公園等田園空間施設の更なる活用を図ります。

【取組事業】

事業名	ｃ－①　体験農園支援事業					
担当部署	環境経済部農林振興課・商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進することで、安定した農業経営としての新たなビジネスモデルを確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。					
前期アクションプランにおける成果と課題	体験農園整備支援事業の創設により、収穫体験を実現するための農園整備が行われるなど順調に軒数は増加し、農業体験機会の拡大につながっています。事業者の高齢化に伴い閉鎖となる農園もあり、新たな事業者の創出が課題です。また、農畜産物直売所を中心とした周辺ほ場を活用することによる、年間での収穫体験が可能な農園整備を進めることが課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し、安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。					
実施主体	市・農協・観光協会					
区分	継続（旧体験農園推進事業）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	体験農園開設支援					

【取組事業】

事業名	ｃ－②　観光・直売型農業推進事業					
担当部署	環境経済部農林振興課・商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業の活性化を図るため、生産組織の育成を援助し、計画栽培・出荷による安定経営を支援します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	売場面積拡張や出荷量の拡大に向けた取組みにより、ゆりの里における市内生産者の売上割合は年々上昇するなど、地産地消の推進や農家経営の安定的発展と地域農業の振興につながっています。今後も定期イベントの開催などにより、観光農業としての更なる認知度向上が課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	生産者と消費者の交流を促進するとともに、農畜産物直売所「ゆりの里」を拠点とした食育活動と地産地消を促進します。また、農業の活性化を図るため、生産組織の育成を支援し、計画栽培、出荷による安定経営についても支援をします。					
実施主体	市・農協・観光協会					
区分	継続					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	観光施設と集客拡大の連携、収穫体験機会の拡大					
	地元農産物の販売拡大、地産地消や食育の推進					

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="6">ｃ－③　田園空間施設維持管理事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="6">環境経済部農林振興課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="6">「ひらおかの里農村公園」において、農業・農村の貴重な歴史・文化を後世に継承するため、その伝統技術や農村景観などの農村資源を保全・復元するとともに、農業体験の場を提供する農村公園等田園空間施設の維持管理を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="6">市内小学生による「田んぼの学校」や市内幼稚園、保育所（園）の園児による農作業体験を行い、農業に触れ合う機会を通じて、農業への理解を深めました。もっとも、ひらおかの里農村公園は、イベント時以外の利用促進を図ることが課題となっています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="6">農村・農業の貴重な歴史・文化・伝統技術や農村景観などの農村資源を保全、復元するとともに、農業体験の場を提供するひらおかの里農村公園等田園空間施設の維持管理を行い、更なる活用を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="6">市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="6">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td colspan="6">ひらおかの里農村公園の維持管理及び農作業体験の場の提供</td></tr>
</table>

ｄ　県と連携した農畜産物のアジア展開

【具体的な取組み】

⑺ 輸出に取り組む生産者団体や販売促進活動への支援

県が中心となって開催する海外の食品見本市への出店や海外バイヤーとの商談会への参加を通じて、市内生産者団体の輸出取引を支援します。また、輸出促進を図るためのプロモーション活動への支援等を通じ、海外における市の農畜産物の知名度向上を図ります。

【取組事業】

事業名	ｄ－①　県と連携した輸出プロモーション活動の推進事業					
担当部署	環境経済部農林振興課					
事業概要（前期アクションプラン）	海外における県産農畜産物の認知度向上を図るための県知事のトップセールスなどに、積極的に同行し、輸出プロモーション活動を行う農業事業者を支援します。また、産地と海外市場のマッチングを促進するため、県が実施する海外の食品見本市や海外バイヤーとの商談会等について情報提供を通じた支援を行います。					
前期アクションプランにおける成果と課題	県の取組みについて継続的に市ホームページで紹介しているものの、輸出に必要な出荷量の確保や輸出コストに見合う収益性が見込めないことから、海外輸出に向けた機運は高まっていません。生産者側のニーズ喚起につながるような情報収集・提供が課題となっています。					
事業概要（後期アクションプラン）	市内農家が輸出に取り組む際の相談窓口として機能するため、県と連携しながら、海外で引き合いのある農産物についてニーズの把握に努め、市内農家への情報提供を行います。また、県が主催する海外バイヤーとの商談会などの情報についても、輸出に関心・意欲がある市内農家へ積極的に提供していきます。					
実施主体	市					
区分	継続					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	県と連携し、ニーズの把握及び市内農家への情報提供					

(2) 工　業

【戦略・今後の方向性・具体的な取組み・取組事業の体系図】

分野	目標	戦略		今後の方向性		具体的な取組み		取組事業		担当課	実施主体
工業	地域に根ざし産業を先導する工業のまち	①	臨海コンビナート等の競争力強化	a	企業ニーズに基づく側面的支援の継続	(ア)	規制緩和等による臨海コンビナート企業等の競争力強化とネットワーク構築	a-①	企業等振興支援事業	商工観光課	市
						(イ)	中小・小規模企業に対する助成制度の充実	a-②	中小企業支援事業	商工観光課	市・商工会
								a-③	創業支援事業	商工観光課	商工会・市
								a-④	事業承継支援事業	商工観光課	商工会・市
		②	新たな産業分野への取組支援と企業の誘致	b	市内への立地促進と成長市場への進出支援	(ア)	企業立地に向けた誘致環境の整備	b-①	産業用地利活用推進事業	商工観光課	市
						(イ)	成長産業型企業の誘致	b-②	成長産業型企業の立地促進事業	商工観光課	市
		③	熟練技術者の高齢化等による人材確保への対応	c	人材確保・育成への支援	(ア)	企業ニーズに応じた人材の確保・育成への支援	c-①	雇用促進・就労支援事業	商工観光課	市
		④	設備の老朽化対応や災害への備え	d	防災・減災の取組みによる安全・安心な操業環境の実現	(ア)	災害に強い操業環境づくり	d-①	企業の災害対策支援事業	商工観光課	市

a　企業ニーズに基づく側面的支援の継続

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

(ｱ) 県や近隣自治体と連携した臨海コンビナート企業とのネットワーク構築

(ｲ) 規制緩和等による企業の競争力の強化

見直し理由と内容	臨海コンビナート企業等の競争力強化のため、規制緩和等を検討しながらネットワーク構築を進めており、実質的に連動しながら実施する取組みにつき、「規制緩和等による臨海コンビナート企業等の競争力強化とネットワーク構築」に統合します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

(ｱ) 規制緩和等による臨海コンビナート企業等の競争力強化とネットワーク構築

千葉県及び千葉市・市原市など近隣市と連携しながら規制緩和等の検討を行います。また、臨海コンビナートや袖ケ浦椎の森工業団地の立地企業で構成されている工場連絡会や、千葉県経済協議会などを通じた定期的な情報交換等により、立地企業のニーズや課題、市への要望などを把握するなど、市内企業とのネットワークの強化を図ります。

【取組事業】

事業名	ａ－①　企業等振興支援事業
担当部署	環境経済部商工観光課
事業概要 （前期アクション プラン）	**【コンビナート企業との連携強化推進事業】** 市の工場連絡会でのネットワークに加え、近隣自治体及び近隣のコンビナート企業とも情報を共有するなど連携体制を構築し、コンビナート全体の競争力強化を図ります。 **【操業環境強化支援事業】** コンビナートに立地する企業からの要望が多い緑化規制については、近隣自治体と協調しながら緩和に取り組み、千葉県工業用水道事業の改善に向けては、企業や経済団体などと協調し、県企業庁などへ働きかけ、市内企業の操業環境の改善・強化に努めます。また、他の規制緩和を推進するため、県や近隣自治体と連携して必要に応じて構造改革特区の手法を検討します。 **【企業等振興支援事業】** 市内に立地する工場等を対象に、一定規模以上の設備投資に対して助成することで、企業の新規設備投資を促進し、企業の市外への流出防止と雇用確保につなげます。
前期アクション プランにおける 成果と課題	工場連絡会会員企業と、市政座談会や事務局員会議等を通じて定期的に情報交換を行い、連携強化を図りました。また、県及び京葉臨海コンビナート地域内の各市と各企業で構成する「京葉臨海コンビナート規制緩和検討会議」において、近隣自治体及び立地企業と連携しながら、規制緩和、操業の合理化などについて情報共有・検討を行っています。今後も、企業ニーズを踏まえ、競争力強化につながるような支援策の実施が課題です。
事業概要 （後期アクション プラン）	企業経営の安定化と事業の高度化、産業の振興、雇用の場の確保を図るため、一定規模以上の設備投資に対して助成することにより、企業の新規立地、設備投資を促進するとともに、県及び近隣市と連携しながら規制緩和等の側面的支援を行います。コンビナートや椎の森工業団地の立地企業との工場連絡会や千葉県経済協議会などを通じた定期的な情報交換等により、立地企業のニーズや課題、市への要望などの把握し、市内企業とのネットワークの強化を図ります。
実施主体	市
区分	継続（コンビナート企業との連携強化推進事業、操業環境強化支援事業、企業等振興支援事業を統合）

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
事業計画	制度の周知・運用と奨励金の交付					
	県及び近隣自治体と連携した側面的支援					
	コンビナート企業等とのネットワークの強化					

（ｲ）中小・小規模企業に対する助成制度の充実

本市には、京葉臨海コンビナートや椎の森工業団地に立地する大企業以外にも中小・小規模企業が数多く立地していますが、大企業と比較すると人材や資金などの経営資源が脆弱な企業も存在します。元気な中小・小規模企業が増加するよう、利子補給制度などの資金面の支援や経営相談への対応、円滑な事業承継などの支援制度を充実させ、きめ細かいサポートを行います。

また、創業者に対しては、創業のワンストップ窓口、創業塾の開催、創業支援補助金の交付など、創業前から創業後まで一貫した支援を行います。

【取組事業】

事業名	ａ－②　中小企業支援事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	**【市の融資制度による資金調達支援事業】** 中小・小規模企業の資金繰りを支援すべく、金融機関や商工会と連携し制度内容の周知活動に加え、市の融資制度の見直しを検討し、利用を促進します。 **【経営相談の充実事業】** 業績向上や財務改善、人材育成など中小・小規模企業が抱える様々な課題・問題等について相談できるよう、本市や商工会の相談受入体制を整備します。 **【販路開拓支援事業】** 新産業・新事業へ取り組む事業者や経営の多角化を図ろうとする事業者に対し、商工会と連携しながら、取引先の拡大等販路開拓の取組みを支援します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	市の融資制度の改正等により利用件数が増加し、中小・小規模企業の資金繰りの改善につながりました。また、商工会の経営指導員による巡回指導をはじめ、中小企業診断士・税理士・行政書士等の専門の個別相談等により中小企業の経営支援を行いました。現在の中小企業支援が、資金面に偏っていることから、中小・小規模企業との対話を重ねながら、支援ニーズの発掘とその実現が課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	大企業と比較し、人材や資金面など経営資源が脆弱な中小企業について、市の制度融資や利子補給、日本政策金融公庫のマル経融資などを通じて、中小・小規模企業の資金繰りの支援を行います。また、経営相談等に対応する相談体制を充実し、中小・小規模企業のニーズに基づくきめ細かなサポートを行います。近隣自治体や商工会とも連携し、中小企業の売上向上や販路開拓などを支援します。					
実施主体	市・商工会					
区分	継続（市の融資制度による資金調達支援事業、経営相談の充実事業、販路開拓支援事業を統合）					
事業計画	**令和２年度**	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
	融資制度の周知・利用の促進と実施					
	相談窓口の開設検討	**相談窓口等による中小・小規模企業に対するサポートの実施**				

【取組事業】

事業名	ａ－③　創業支援事業
担当部署	環境経済部商工観光課
事業概要（前期アクションプラン）	県及び産業振興センター、商工会、金融機関等と連携し、起業家が利用しやすい起業セミナーの開催や各団体が実施する支援策の情報共有・あっせん、創業後の事業化支援等の取組みの検討に加え、空き店舗を活用した創業支援についても検討します。
前期アクションプランにおける成果と課題	商工会や金融機関等の関係機関と連携し、ワンストップ窓口の設置、創業塾の開催、創業支援補助金の創設等、創業前から創業後において一貫した支援を行いました。空き店舗の活用については、関係機関と連携しながら検討を進める必要があります。
事業概要（後期アクションプラン）	創業支援事業計画に基づき、商工会や金融機関等と連携しながら、創業のワンストップ窓口、創業塾の開催、創業支援補助金の交付など、創業前から創業後において一貫した支援を行います。県や他自治体との連携を図りながら、創業後の安定した事業実施につなげるほか、空き店舗などの情報集約を進め、利用希望者への提供を行います。
実施主体	商工会・市
区分	継続

事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	創業支援事業計画に基づく支援の実施					

【取組事業】

事業名	ａ－④　事業承継支援事業
担当部署	環境経済部商工観光課
事業概要（後期アクションプラン）	市内の中小企業経営者の高齢化が進む中、優れた技術・技能を継承し、地域の雇用を確保するために、商工会により、専門家による相談窓口の設置や、事業承継セミナーの開催などを行い、円滑な事業承継を支援します。
実施主体	商工会・市
区分	新規

事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	セミナーの開催等による事業承継支援					
	相談窓口の開設検討	相談窓口によるサポートの実施				

【今後の方向性（前期アクションプラン）】

ｂ　袖ケ浦椎の森工業団地への立地促進と新産業・成長市場への進出支援

見直し理由と内容	袖ケ浦椎の森工業団地は分譲が終了し、全区画に企業の立地が決定したため、今後の方向性としては「市内への立地促進と成長市場への進出支援」に変更します。

【今後の方向性（後期アクションプラン）】

ｂ　市内への立地促進と成長市場への進出支援

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

(ｱ)袖ケ浦椎の森工業団地への企業誘致と再生エネルギーや健康長寿産業などの成長市場への進出支援

見直し理由と内容	袖ケ浦椎の森工業団地の分譲が完了し、市内に新たな産業用地がないなか、引き続き、企業誘致事業に取り組むためには、まず誘致環境を整備する必要があるため、「企業立地に向けた誘致環境の整備」に変更します。成長市場への進出支援については、具体的な取組み（ｲ）「成長産業型企業の誘致」へ移行します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｱ）企業立地に向けた誘致環境の整備

本市では、袖ケ浦椎の森工業団地の企業立地が順調に推移する一方、新たな産業用地が不足しています。今後は、企業が所有する未利用地等の利活用を推進するため現況調査を行い、企業に対して利活用を働きかけます。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ｂ－①　産業用地利活用推進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">袖ケ浦椎の森工業団地への企業誘致を行うため、県と連携した誘致活動を実施するほか、進出企業に対しては、企業立地奨励金を交付します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">県と共同実施した袖ケ浦椎の森工業団地の整備は平成 29 年度に完了し、令和元年度までに 13 区画全ての立地企業が決定しました。その一方、市内では新たな企業立地用の産業用地が不足しており、その対応について検討していく必要があります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">企業立地が順調に推移する中、その受け皿となる産業用地が不足していることから、企業が所有する未利用地等の利活用を推進するため、現況調査を行い今後の利活用について検討します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続（旧袖ケ浦椎の森工業団地への企業誘致事業）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td>産業用地
利活用調査</td><td colspan="5" rowspan="2">産業用地のマッチングの推進</td></tr>
<tr><td colspan="2">奨励金制度の検討</td></tr>
</table>

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｲ）マザー工場化への支援

見直し理由と内容	前期アクションプランの具体的な取組み（ｱ）「袖ケ浦椎の森工業団地への企業誘致と再生エネルギーや健康長寿産業などの成長市場への進出支援」を後期アクションプランで（ｱ）「企業立地に向けた誘致環境の整備」へ変更したことに伴い、成長産業誘致を分離。「マザー工場化への支援」は、企業のグローバル化が強まる中、椎の森工業団地への誘致が完了したこともあり、企業振興条例で新たな支援対象とした「成長産業型企業の誘致」に変更しました。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｲ）成長産業型企業の誘致

企業振興条例で新たな支援対象となる新エネルギーや先端素材関連分野などの成長産業型企業を中心に、奨励制度などを活用した企業誘致を行います。また、千葉県と連携して、成長産業型企業へアプローチするなど、誘致活動を展開します。

【取組事業】

事業名	ｂ－②　成長産業型企業の立地促進事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	本市に研究開発拠点を置き、マザー工場化を目指す企業に対して、情報提供や設備投資への助成などを行い、研究開発型企業の立地を促進します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	優れた交通利便性及び新規立地や研究機関立地に対する奨励金制度について、各企業へ説明を行うなど、本市への研究開発・技術開発拠点の誘導を行った結果、新規に研究所の立地がなされました。各企業からヒアリング等により実態を把握したうえで、企業振興条例に基づく奨励金制度の拡充を図りました。					
事業概要（後期アクションプラン）	企業振興条例で新たな支援対象となる「新エネルギーや先端素材関連分野」などの成長産業を中心とした企業誘致を行います。県と連携するなか、新たな補助制度などの PR や候補企業へのアプローチなど誘致活動を展開し、立地の実現につなげます。					
実施主体	市					
区分	継続（旧研究開発型企業の立地促進事業）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	制度の周知と奨励金の交付					

C　人材確保・育成への支援

【具体的な取組み】

（7）企業ニーズに応じた人材の確保・育成への支援

企業のニーズや雇用環境の動向を踏まえながら、市内企業の人材確保の動きを支援します。国の中小企業基盤整備機構では、中小企業の「人づくり」のため、中小企業の経営者・管理者等に対する高度で専門的な研修を実施しており、県でも企業ニーズに応じた人材育成に取り組んでいます。また、県産業振興センターでは、京葉臨海コンビナート人材育成講座を実施しているなど、様々な人材育成に関する事業が行われているため、これらの活用可能な制度などの情報提供等を通じ企業の人材確保・育成を支援します。

【取組事業】

事業名	ｃ－①　雇用促進・就労支援事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	【人材の確保・育成支援事業】 商工会が実施する人材育成事業の支援に加え、国や県の人材育成支援策や制度の情報提供を行い、市内企業の人材育成を支援します。 【雇用促進奨励金交付事業】 市内の事業者を対象に、市内に住所を有する高年齢者及び障害者を雇用する場合に奨励金を交付し、就業機会を得ることが困難な方の就労機会を確保します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	市及び商工会から情報提供を行い、人材育成につなげたほか、高年齢者や障がい者を雇用する企業に対して奨励金を交付しました。まだ市内企業の状況が十分に知られていないことから、企業見学会等を開催するなど継続的な企業 PR が求められています。					
事業概要（後期アクションプラン）	市民の就業機会及び市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会により市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。また、ハローワーク等の関係機関と連携して、就職支援セミナーの開催等により女性やシニア、障がい者等、多様な世代の方が希望する形で就労を実現できるよう支援を行います。					
実施主体	市					
区分	継続（人材の確保・育成支援事業、雇用促進奨励金交付事業を統合）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	就職説明会、会社見学会の開催等による就労支援の推進					

d　防災・減災の取組みによる安全・安心な操業環境の実現

【具体的な取組み】

(7) 災害に強い操業環境づくり

老朽化施設の建替え等を行う企業に対して、企業振興条例に基づく支援を行うとともに、規制の緩和を検討するなど、安全・安心な操業環境の実現を支援します。また、地震や風水害・土砂災害などが多発するなか、工場連絡会等を通じて、災害対策や BCP 策定に関する情報提供や先進企業への視察等により、防災・減災の意識醸成を図ります。

【取組事業】

事業名	ｄ－①　企業の災害対策支援事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	BCP（事業継続計画）未整備の事業所に対し、国や県の動きなどの情報提供を行うとともに、BCP 策定の取組みを支援します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	商工会の経営指導員による巡回指導等を通して企業情報のデータバックアップ等の指導を行いました。BCP 策定は、大企業では認識が高いものの、中小・小規模企業では策定先が少ない状況です。情報発信等により引き続き災害対策意識の醸成を図ることが課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	地震や風水害・土砂災害などが多発するなか、防災・減災の取組みは重要であり、工場連絡会等を通じて、災害対策や BCP 策定に関する情報提供や勉強会の開催、先進企業への視察等により、意識の醸成を図ります。					
実施主体	市					
区分	継続（旧 BCP 策定支援事業）					
事業計画	**令和２年度**	**令和３年度**	**令和４年度**	**令和５年度**	**令和６年度**	**令和７年度**
	災害対策意識の醸成					

(3) 商　業

【戦略・今後の方向性・具体的な取組み・取組事業の体系図】

分野	目標	戦略		今後の方向性		具体的な取組み		取組事業		担当課	実施主体
商業	にぎわいと交流のある商業のまち	①	商業施設・機能の集積化	a	駅前周辺を拠点とした魅力ある商業集積の形成	(ア)	イベントの実施などによるにぎわいの創出	a-①	駅前にぎわい創出事業・まちなか交流促進事業	商工観光課	商工会・観光協会・市
								a-②	食によるまちの活性化事業	商工観光課 農林振興課	市・商工会・観光協会
		②	個店の魅力向上	b	商工会と商業事業者の連携による個店の魅力向上・支援	(ア)	個店に対する助成制度の充実	b-①	中小企業支援事業（再掲）	商工観光課	市・商工会
								b-②	創業支援事業（再掲）	商工観光課	商工会・市
								b-③	事業承継支援事業（再掲）	商工観光課	商工会・市
						(イ)	効果的なPR手法の提供による誘客の支援	b-④	個店の情報発信支援事業	商工観光課	商工会
								b-⑤	IT化支援事業	商工観光課	商工会
		③	地元商店街の活性化	c	商業事業者と市民が交流する商店街づくり	(ア)	多様な世代に優しい商店街づくり	c-①	子育て世代に優しい商店街づくり支援事業	子育て支援課 商工観光課	県・市・商工会
								c-②	買い物支援事業	商工観光課	市・商工会
						(イ)	市民ニーズに合った商品・サービスの開発・提供	c-③	商店街魅力向上事業	商工観光課	商工会

【今後の方向性（前期アクションプラン）】

ａ　袖ケ浦駅を拠点とした魅力ある商業集積の形成

見直し理由と内容	「ゆりまち袖ケ浦駅前モール」の開業により袖ケ浦駅前商業施設の誘致は終了したため、「駅前周辺を拠点とした魅力ある商業集積の形成」に変更します。

【今後の方向性（後期アクションプラン）】

ａ　駅前周辺を拠点とした魅力ある商業集積の形成

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｱ）商業施設の誘致

（ｲ）イベントの実施などによるにぎわいの創出

見直し理由と内容	ゆりまち袖ケ浦モールで商業施設の誘致は終了し、今後は行政主体での商業施設の誘致を行う見込みがないため、（ｱ）「商業施設の誘致」という取組み自体を削除し、「イベントの実施などによるにぎわいの創出」のみに変更します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｱ）イベントの実施などによるにぎわいの創出

袖ケ浦駅周辺地域など、市民だけでなく市外からも多くの人が集まる場所において、商工会や観光協会などによるイベントを積極的に行い、まちのにぎわいを創出します。そして、集客した人が市内の様々な店舗等に足を運び、回遊できるよう支援します。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">a－①　駅前にぎわい創出事業・まちなか交流促進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">商工会や観光協会などが中心となって袖ケ浦駅前のにぎわい創出や観光客も含めた交流人口を増やすイベント等の開催を進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">商工会と連携し「ガウラフェスタ with マルシェ」を開催したほか、「氣志團万博」の来場者のおもてなしとして袖ケ浦駅北口広場において市内飲食店による飲食物等の販売を行い、来場者と地元事業者との交流を図り、にぎわいを創出しました。今後、更なるイベントの充実のため、商業者がイベント出店しやすい環境整備が課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">袖ケ浦駅周辺地域など、市内外からの集客力が見込めるエリアにおいて、商工会や観光協会などによるイベントを積極的に行い、まちのにぎわいを創出し、交流人口の増加を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">商工会・観光協会・市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">イベント等の実施と活動団体への支援</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">a－②　食によるまちの活性化事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部商工観光課・農林振興課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">地元の農畜産物を使った料理の PR イベントや、気軽にまちなかを回遊しながら個店の特徴や自慢の逸品を知ってもらうイベント等を開催し、にぎわいと活気創出の取組みを促進します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">「そでがうらマルシェ」、「ガウラフェスタ with マルシェ」等の開催を通じて、にぎわいを創出するとともに産業間連携につなげました。継続的なイベント実施や情報発信により、参加者を増やし更なるにぎわいの創出につなげるとともに、新たな特産品を作ることが課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">本事業を通じて開発した洋風及び和風レシピや、袖っ粉ミックスなどの PR を継続するほか、袖ケ浦ならではの新たな特産品づくりを行う民間企業等に対して支援を行います。また、市内産の農畜産物をメニューに活用している事業者への支援を通じて、市内飲食店への回遊促進を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市・商工会・観光協会</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">イベント等の実施と活動団体への支援</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

【今後の方向性（前期アクションプラン）】

ｂ　商工会と商業事業者の連携による個店の魅力向上

見直し理由と内容	個店への各種支援を明確化するため、今後の方向性を「商工会と商業事業者の連携による個店の魅力向上・支援」に変更します。

【今後の方向性（後期アクションプラン）】

ｂ　商工会と商業事業者の連携による個店の魅力向上・支援

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

(ｱ) 一店逸品運動などの取組みの情報発信強化

見直し理由と内容	一店逸品運動だけではなく、まちゼミなど商店街の活性化につながる事業を「商店街魅力向上事業」として統合し、商店街関係の戦略である「地元商店街の活性化」へ移行します。代わりに、(ｱ)「個店に対する助成制度の充実」を追加します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

(ｱ) 個店に対する助成制度の充実

大企業と比較すると人材や資金などの経営資源が脆弱な中小企業に対して、利子補給制度などの資金面の支援や経営相談への対応、円滑な事業承継などの支援制度を充実させ、商工会と連携してきめ細かいサポートを行います。

また、創業者に対しては、創業のワンストップ窓口、創業塾の開催、創業支援補助金の交付など、創業前から創業後まで一貫した支援を行います。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="6">ｂ－①　中小企業支援事業（再掲）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="6">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="6">【市の融資制度による資金調達支援事業】
中小・小規模企業の資金繰りを支援すべく、金融機関や商工会と連携し制度内容の周知活動に加え、市の融資制度の見直しを検討し、利用を促進します。

【経営相談の充実事業】
業績向上や財務改善、人材育成など中小・小規模企業が抱える様々な課題・問題等について相談できるよう、本市や商工会の相談受入体制を整備します。

【販路開拓支援事業】
新産業・新事業へ取り組む事業者や経営の多角化を図ろうとする事業者に対し、商工会と連携しながら、取引先の拡大等販路開拓の取組みを支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="6">市の融資制度の改正等により利用件数が増加し、中小・小規模企業の資金繰りの改善につながりました。また、商工会の経営指導員による巡回指導をはじめ、中小企業診断士・税理士・行政書士等の専門の個別相談等により中小企業の経営支援を行いました。現在の中小企業支援が、資金面に偏っていることから、中小・小規模企業との対話を重ねながら、支援ニーズの発掘とその実現が課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="6">大企業と比較し、人材や資金面など経営資源が脆弱な中小企業について、市の制度融資や利子補給、日本政策金融公庫のマル経融資などを通じて、中小・小規模企業の資金繰りの支援を行います。また、経営相談等に対応する相談体制を充実し、中小・小規模企業のニーズに基づくきめ細かなサポートを行います。近隣自治体や商工会とも連携し、中小企業の売上向上や販路開拓などを支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="6">市・商工会</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="6">継続（市の融資制度による資金調達支援事業、経営相談の充実事業、販路開拓支援事業を統合）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">融資制度の周知・利用の促進と実施</td></tr>
<tr><td>相談窓口の開設検討</td><td colspan="5">相談窓口等による中小・小規模企業に対するサポートの実施</td></tr>
</table>

【取組事業】

事業名	ｂ－②　創業支援事業（再掲）					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	県及び産業振興センター、商工会、金融機関等と連携し、起業家が利用しやすい起業セミナーの開催や各団体が実施する支援策の情報共有・あっせん、創業後の事業化支援等の取組みの検討に加え、空き店舗を活用した創業支援についても検討します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	商工会や金融機関等の関係機関と連携し、ワンストップ窓口の設置、創業塾の開催、創業支援補助金の創設等、創業前から創業後において一貫した支援を行いました。空き店舗の活用については、関係機関と連携しながら検討を進める必要があります。					
事業概要（後期アクションプラン）	創業支援事業計画に基づき、商工会や金融機関等と連携しながら、創業のワンストップ窓口、創業塾の開催、創業支援補助金の交付など、創業前から創業後において一貫した支援を行います。県や他自治体との連携を図りながら、創業後の安定した事業実施につなげるほか、空き店舗などの情報集約を進め、利用希望者への提供を行います。					
実施主体	商工会・市					
区分	継続					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	創業支援事業計画に基づく支援の実施					

【取組事業】

事業名	ｂ－③　事業承継支援事業（再掲）					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（後期アクションプラン）	市内の中小企業経営者の高齢化が進む中、優れた技術・技能を継承し、地域の雇用を確保するために、商工会により、専門家による相談窓口の設置や、事業承継セミナーの開催などを行い、円滑な事業承継を支援します。					
実施主体	商工会・市					
区分	新規					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	セミナーの開催等による事業承継支援					
	相談窓口の開設検討	相談窓口によるサポートの実施				

【具体的な取組み】

(ｲ) 効果的な PR 手法の提供による誘客の支援

市内産の米や野菜、果樹等を使って料理を提供する飲食店など、地産地消に取り組む商業者はいるものの、積極的な PR が十分にされていないために、顧客にはほとんど認知されていないという事例がみられます。商工会が中心となって SNS による情報発信など効果的な宣伝手法やツールの作成、ノウハウなどを提供し、誘客を支援します。また、今後事業者のニーズが高まる電子決済など IT 化対応について支援を行います。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ｂ－④　個店の情報発信支援事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">市内飲食店等で効果的な広告・宣伝ができていない事業主等に対して、広告・宣伝手法の提供や広報紙で取り上げるなど、PR 活動を支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">市内農畜産物を活用している飲食店を掲載した「食べる袖ケ浦」の発行や、商工会 HP において会員事業所の無料掲載を行い、PR を行いました。情報発信の必要性の周知や、観光業等との連携が課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">SNS による情報発信などの個店の PR を強化するための勉強会、セミナー等の開催を通じて、広告・宣伝などにおける効果的な情報発信を支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">商工会</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">SNS 等による企業の情報発信支援</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

【取組事業】

事業名	ｂ－⑤　IT 化支援事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	販売促進につながるソーシャルメディアの活用など、商工会の巡回指導により、市内企業の IT 化への取組みを支援します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	ホームページや SNS に掲載する写真の撮り方について、千葉県産業振興センターと連携してセミナーを実施し、新規顧客の獲得や売上の向上につながりました。電子決済など新たな IT 活用についての支援が課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	個店のホームページの作成支援などに加えて、電子決済やマイナンバーなど今後事業者のニーズが高まる IT 化対応について、情報提供などを通じた支援を行います。					
実施主体	商工会					
区分	継続					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	企業の IT 化支援の実施					

C　商業事業者と市民が交流する商店街づくり

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｱ）子育て世代に優しい商店街づくり

見直し理由と内容	子育て世代だけではなく、高齢者など、商店街を利用する様々な世代に対して商品・サービスを提供していく必要性があることから、(ｱ)「多様な世代に優しい商店街づくり」に変更します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｱ）多様な世代に優しい商店街づくり

県が実施している「子育て応援！チーパス事業」については、市内事業者の認知度はまだまだ低く、取り組んでいる事業者は多くありません。チーパス事業のような取組みを活用・発展させ、子育て世代にとって便利でお得な店舗を増やすことで、商店街の魅力向上につなげます。また、民間の移動販売業を支援することで、買い物環境の向上を図るなど、多様な世代がより利用しやすい商店街づくりを支援します。

【取組事業】

事業名	ｃ－①　子育て世代に優しい商店街づくり支援事業					
担当部署	福祉部子育て支援課・環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	**【チーパス推進事業】** 市内事業者でチーパスの協賛店を増やすため、広報等での募集案内、個店への周知等の活動に加え、チーパスを市内のイベント等で PR し、協賛店の顧客増加を図ります。 **【子育て応援ガイドブック策定事業】** 子育て中の親子が必要とする各種子育て情報や制度をコンパクトな冊子、マップにまとめた子育て支援ガイドブックにおいて、子育て支援に取り組む事業者などの紹介を追加し、子育て世代の店舗利用を促進します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	平成 30 年に新しくなったチーパスを小中学校・幼稚園・保育園で配布し、事業周知を行いました。子育て支援ガイドブックの「すくすく子育て！ぶっく・まっぷ」を平成 29 年に改訂し、配布しましたが、子育て支援を目的として作成しており、商店街の活性化に結びつくものではないことから見直しが必要です。また、チーパス協賛店の拡大や交流イベントの開催により商店街の魅力を高めていくことが課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	子育て世代が利用しやすい商店街を目指し、子育て世代に特典が付与されるチーパス制度に関して、市内事業者の協賛店を増やします。					
実施主体	県・市・商工会					
区分	継続（チーパス推進事業、子育て応援ガイドブック策定事業を統合）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	チーパスを活用した商店街づくりの支援					

【取組事業】

事業名	ｃ－②　買い物支援事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（後期アクションプラン）	高齢者や子育て世代など、外出に困難を伴う方を支援するため、民間事業者における生活日用品や食料品等の移動販売業の支援を行います。					
実施主体	市・商工会					
区分	新規					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	民間事業者における移動販売の支援					

(ｲ) 市民ニーズに合った商品・サービスの開発・提供

市民の購買意欲を刺激するような商品・サービスを開発・提供するためには、市民の欲しいもの、必要とされるサービスを的確に捉えることが欠かせません。一店逸品運動やまちゼミといった商店が地域住民との交流促進を図るイベントを通じて商業事業者が積極的に市民との接点を増やし、市民ニーズを満たす商品やサービスの開発・提供をする動きを支援します。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="6">ｃ－③　商店街魅力向上事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="6">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="6">【商店街活性化支援事業】
商工会及び市内商店街を対象に個店の魅力向上及び消費者サービス向上に資する事業への助成を行います。また、商店街のにぎわいづくりや市民との交流イベントへの助成を通じ、地元購買者の増加を図り、地域での交流を盛んにすることで、魅力あるにぎやかな商店街づくりを支援します。また、居住地近隣に商業店舗がなく、自動車等の移動手段を持たない高齢者などの買い物弱者対策についても検討する。

【まちゼミ実施事業】
商工会を中心にまちゼミ（商店街の商店主などが講師となってプロならではの専門知識や情報、コツなどを受講者であるお客さんに伝える少人数制のゼミ）の開催を検討するとともに、開催に際しては広報等で参加者募集や情報発信を支援します。

【一店逸品運動の推進事業】
商工会が取り組む一店逸品運動の活動支援に加え、参加する事業者を増やすために逸品の PR など広報活動への支援を強化します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="6">平成 30 年度は、一店逸品運動参加店 21 店舗、お店めぐりツアー参加者 61 名、まちゼミ参加者 29 名となり、市民と商業事業者との交流につながりました。一方、参加事業者数が伸び悩んでいるため、取組みの魅力を伝え、参加事業者数を増やすことが課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="6">個店の魅力を買い物客に伝え、リピーター作りにつなげるべく、一店逸品運動、お店めぐりツアー、まちゼミといった商店と地域住民との交流促進を図るイベントを支援するとともに、一店逸品運動やまちゼミの参加店舗の拡充を図ります。商店街の環境整備やイベント等の活動を支援することにより魅力向上を図ると共に持続可能な商店街づくりを進めます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="6">商工会</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="6">継続（商店街活性化支援事業、まちゼミ実施事業、一店逸品運動の推進事業を統合）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">一店逸品運動、まちゼミの実施、市民交流活動への支援</td></tr>
</table>

(4) 観　光　業

【戦略・今後の方向性・具体的な取組み・取組事業の体系図】

分野	目標	戦略		今後の方向性		具体的な取組み		取組事業		担当課	実施主体
観光業	人を惹きつける魅力あふれる観光のまち	①	魅力ある観光資源の発掘	a	市の産業を活かした観光需要を呼び起す商品開発	(ア)	観光客ニーズにあった観光商品やサービスの開発・提供	a-①	特産品等のPR強化事業	商工観光課	観光協会・商工会
								a-②	農畜産物の魅力向上事業（再掲）	農林振興課	農協・市・観光協会
								a-③	体験農園支援事業（再掲）	農林振興課 商工観光課	市・農協・観光協会
		②	既存の地域資源を活用した観光客の誘致	b	市内の地域資源や周辺市との連携による観光プランの造成	(ア)	連携意欲のある事業者のマッチング支援	b-①	事業者連携による観光メニューづくり支援事業	商工観光課 農林振興課	観光協会・市
								b-②	近隣市等との観光広域連携推進事業	商工観光課	観光協会・市
						(イ)	集客力の高い観光資源を活用した観光客の取り込み	b-③	地域回遊促進事業	商工観光課	観光協会・市
								b-④	眺望拠点発掘・保全事業	都市整備課	市
		③	効果的な情報発信による知名度向上	c	市の観光イメージの構築と市民意識の醸成	(ア)	観光協会との連携を図った観光情報の効果的発信	c-①	観光情報発信事業	商工観光課 農林振興課	観光協会

ａ　市の産業を活かした観光需要を呼び起す商品開発

【具体的な取組み】

⑺ 観光客ニーズにあった観光商品やサービスの開発・提供

ご当地グルメのホワイトガウラーメンや、観光協会及び商工会が認定した特産推奨品等の PR を強化し、特産品づくりを支援します。また、体験型農園や、採れたて野菜や果樹等を使ったレストランの整備支援など、観光客のニーズに合った商品やサービスの開発・提供を促進します。

【取組事業】

事業名	ａ－①　特産品等の PR 強化事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	観光協会を中心にホワイトガウラーメンのガイドマップ等で提供店舗の PR を支援するとともに、スタンプラリー等により市内外の参加者を増やし、知名度を高めます。また、特産推奨品等の PR を強化し、袖ケ浦市の特産品づくりを支援します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	ホワイトガウラーメンは、PR 効果によりテレビ等のマスコミにも取り上げられ、本市を代表するグルメ食品として定着してきていますが、協力店が 5 店舗と少ないため、協力店を増やしていくことが課題です。また、特産推奨品は、継続的な PR が必要となります。					
事業概要（後期アクションプラン）	ホワイトガウラーメンを始めとする市の特産品を市内外に発信し、知名度向上を図るとともに、テレビ等の影響力のあるメディアに取り上げられるように発信を強化します。また、参加店舗拡大への取組みや新たな特産品づくりの支援、PR に努めていきます。					
実施主体	観光協会・商工会					
区分	継続（旧ホワイトガウラーメンや特産推奨品等の PR 強化事業）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	ホワイトガウラーメン取組事業者のネットワーク構築					
	特産推奨品事業への参加者支援・PR 活動の実施					

【取組事業】

事業名	ａ－②　農畜産物の魅力向上事業（再掲）
担当部署	環境経済部農林振興課
事業概要 （前期アクション プラン）	**【農畜産物ブランド化推進事業】** 効率的な集中した生産による産地化や、化学肥料等を減らした環境保全型農畜産物を生産するなど、付加価値を高めた農畜産物を戦略的に生産するほか、情報発信力がある観光施設や集客イベントを活用し、市内の生産者団体や商業者等と連携して、旬の農畜産物を効果的に PR するイベントを実施しブランド化を図ります。 **【高付加価値農業推進事業】** 農畜産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに応えるため、環境にやさしい「ちばエコ農産物」の普及拡大を推進します。 **【6 次産業化支援事業】** 生産者が自ら加工・販売まで行う 6 次産業化に取り組む意向のある農業者に対して、国の補助金や県のサポートセンターなどの情報提供を行うほか、既に 6 次産業に取り組んでいる市内の農家や商業者とのネットワークを構築し、連携の強化につなげます。 **【農家レストラン整備支援事業】** 市内で盛んな農業を活かした観光の魅力向上を図るため、農家レストランに取り組む事業者に対して、市の HP や広報を活用して PR するほか、本市の新鮮な地元食材等を堪能できるレストランに意欲のある事業者を集め、各種情報提供や農家とのネットワーク構築を支援します。
前期アクション プランにおける 成果と課題	朝採れ野菜などの旬の農産物などを効果的に PR することで、袖ケ浦ブランドとして一定の評価を得るとともに、ちばエコ農産物の普及拡大につなげました。また、補助事業を通じて 6 次産業化による商品開発を支援し、特産推奨品として好評となるなど成果が生まれています。今後は、更なる認知度向上とブランド化を図るべく、農協や市内生産者と連携しつつ、PR 方法を検討していく必要があります。また、農家レストランについては、他法令の許可等の必要性から新規開設が難しく、実現可能な手法を再検討することが課題となっています。
事業概要 （後期アクション プラン）	農産物の高品質化と消費者の安全・安心へのニーズに対応できるよう、環境にやさしい農産物の普及拡大を推進します。また、生産者が自ら加工・販売を行う 6 次産業化に取り組む農業者へ補助事業等を活用した支援を行うとともに、商業者との連携から市内産農産物の活用や販路拡大を支援し、農畜産物の魅力向上につなげます。また、本市の新鮮な農畜産物等を堪能できるレストラン等に取り組む事業者を支援するほか、市内産農産物を使った飲食店を増やすことで、市民だけでなく来訪者が市内の農産物を食べられる機会の拡大につなげます。
実施主体	農協・市・観光協会
区分	継続（農畜産物ブランド化推進事業、高付加価値農業推進事業、6 次産業化支援事業、農家レストラン整備支援事業を統合）

事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	高付加価値農産物の PR					
	6 次産業化の推進、取組みの PR					
	農家レストランに対する支援					

【取組事業】

事業名	ａ－③　体験農園支援事業（再掲）
担当部署	環境経済部農林振興課・商工観光課
事業概要（前期アクションプラン）	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進することで、安定した農業経営としての新たなビジネスモデルを確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。
前期アクションプランにおける成果と課題	体験農園整備支援事業の創設により、収穫体験を実現するための農園整備が行われるなど順調に軒数は増加し、農業体験機会の拡大につながっています。事業者の高齢化に伴い閉鎖となる農園もあり、新たな事業者の創出が課題です。また、農畜産物直売所を中心とした周辺ほ場を活用することによる、年間での収穫体験が可能な農園整備を進めることが課題です。
事業概要（後期アクションプラン）	体験農園を開設する農業者に対し、利用者募集の支援や補助金の交付により開設支援を行い、体験農園の開設を推進し、安定した農業経営を確立するとともに、市民等への農業体験機会の拡大を図ります。
実施主体	市・農協・観光協会
区分	継続（旧体験農園推進事業）

事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	体験農園開設支援					

b　市内の地域資源や周辺市との連携による観光プランの造成

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｱ）テーマ性のある体験型ツアーの取組支援

見直し理由と内容	ツアーの実施を民間事業者に積極的に促すため、「テーマ性のある体験型ツアーの取組支援」を、「連携意欲のある事業者のマッチング支援」に変更します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｱ）連携意欲のある事業者のマッチング支援

市内の観光事業者だけでなく、農業、商業、工業などの各事業者が持つ観光商品・サービスを組み合わせ、本市でしか味わうことができない、着地型の観光メニューづくりに取り組む意向がある事業者を支援します。また、広域的な視点から袖ケ浦の観光の魅力を広めるため、他市と連携しアクアラインや東京湾フェリーなどの交通インフラを利用した広域的な観光回遊コースのメニューづくりに取り組みます。

【取組事業】

事業名	ｂ－①　事業者連携による観光メニューづくり支援事業					
担当部署	環境経済部商工観光課・農林振興課					
事業概要（前期アクションプラン）	市内の農業・商業・工業・観光業など、各産業が持つ魅力を引き出した袖ケ浦ツアーを造成します。ツアーは旅行会社等と連携して市内外へ発信し、参加者による本市の魅力発信を促します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	東京・神奈川在住者を対象としたバスツアーを開催し、袖ケ浦の魅力を体験していただき、本市の PR に繋げました。今後は、市や観光協会が主催する形ではなく、地元主体でツアー等に取り組めるよう支援していくことが必要です。					
事業概要（後期アクションプラン）	市内の観光事業者だけでなく、農業、商業、工業などの各事業者が持つ観光商品・サービスを組み合わせ、本市でしか味わうことができない、着地型の観光メニューづくりに取り組む意向がある事業者を支援します。					
実施主体	観光協会・市					
区分	継続（旧農商工観光連携による袖ケ浦ツアー造成事業）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	企画の検討	着地型ツアーの実施・ツアーの企画作成				

【取組事業】

事業名	ｂ－②　近隣市等との観光広域連携推進事業					
担当部署	環境経済部商工観光課					
事業概要（前期アクションプラン）	君津地域 4 市及び観光事業者等で構成する「アクアラインイースト観光連盟」における連携を活用し、広域的な観光ツアーを造成します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	海ほたるや三井アウトレットパーク木更津等の集客施設においてイベントを行ったほか、外国人を含むブロガーを招き、君津 4 市圏域の観光施設を周遊し SNS を通じて国内外に情報発信を行いました。採算性が確保できる広域連携型ツアーの実現が今後の課題といえます。					
事業概要（後期アクションプラン）	アクアラインイースト観光連盟に所属する官民の会員と連携し、アクアラインや東京湾フェリーなどの交通インフラを利用した広域的な観光回遊コースの観光メニューづくりに取り組み、年間を通じ、幅広いジャンルの観光資源の情報を発信し、アクアラインイースト圏域における観光客の誘客を図ります。					
実施主体	観光協会・市					
区分	継続					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	広域的な観光回遊コースのメニューづくり					
	アクアラインイーストガイドマップ作成・PR 活動					

(ｲ) 集客力の高い観光資源を活用した観光客の取り込み

東京ドイツ村は市内最大の観光施設であり、冬場のイルミネーションは全国的にも知名度が高いイベントとなっており、毎年多くの観光客でにぎわっています。

そこで、東京ドイツ村の来場客を市内の観光施設や飲食店へ回遊させる仕組みを構築します。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="6">ｂ－③　地域回遊促進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="6">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="6">スタンプラリーの開催などにより観光客を市内に回遊させる取組みに加え、各観光施設間のパンフレット交換設置や、相互間の情報交流を深める仕組みを構築する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="6">スタンプラリーを定期的に開催し、観光客の市内回遊につなげました。市内の観光施設は平岡地区に多いため、「平岡エリア観光ガイド」を作成し、観光客に配布しました。スタンプラリーへの参加施設を増やしていくこと及び市内の二次交通の改善が課題となっています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="6">本市に来訪する観光客等の回遊を促進し、観光による消費拡大を図り、地域経済の活性化につなげていきます。観光客を市内に回遊させるため、スタンプラリーの内容・仕組みを見直し、より効果を高め、観光協会の会員数増強にもつなげます。また、観光客が回遊する際の利便性向上を図るため、市内の主要拠点から観光施設に回遊するための移動手段を検討します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="6">観光協会・市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="6">継続（旧市内観光施設間の連携支援事業）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">スタンプラリーの実施方法見直し、参加事業者支援</td></tr>
<tr><td colspan="2">回遊導入調査・試行</td><td colspan="4">実施</td></tr>
</table>

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ｂ－④　眺望拠点発掘・保全事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">都市建設部都市整備課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">本市の名物・名所となり得る観光資源の掘り起こしに加え、観光客の受け入れを視野に入れた眺望の発掘及び PR を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">市民等が参加する景観まち歩きを実施し、袖ケ浦の景観の魅力普及や意見収集に取り組みました。また、実施内容や散策コースを HP で公開し、情報発信を行いました。継続的に、景観の PR と啓発活動を続けていくことが重要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">景観まち歩き等を通じて豊かな自然環境や歴史的景観及び都市景観を散策等により体験してもらい、市の景観の普及や意見収集を行います。眺望ポイントは案内板等を設置するとともに、ホームページや SNS 等を通じて PR を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">眺望拠点の発掘と PR の実施</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td></tr>
</table>

C　市の観光イメージの構築と市民意識の醸成

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｱ）市民向けの市内観光ツアーの実施

（ｲ）袖ケ浦市の観光情報の効果的発信

見直し理由と内容	情報発信による知名度向上の戦略と、市民向け市内観光ツアー実施との連動がとりにくいため、具体的な取組みから削除し、新たに市の情報発信及び交流拠点施設が開設したことを踏まえ、「観光協会との連携を図った観光情報の効果的発信」に変更します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｱ）観光協会との連携を図った観光情報の効果的発信

袖ケ浦駅前に開設した市の情報発信及び交流拠点施設である「FARM COURT 袖ケ浦」を活用するほか、ホームページや SNS、ポスター、観光ガイドブックなどを効果的に活用し、観光情報を含めた本市の魅力を市内外へ情報発信していきます。

また、一般社団法人化した観光協会に対し、経営に対する助言や運営支援を行います。

【取組事業】

事業名	ｃ－①　観光情報発信事業					
担当部署	環境経済部商工観光課・農林振興課					
事業概要（前期アクションプラン）	【観光振興支援事業】 観光資源の掘り起こしに努め「食べる」「観る」「体験する」などの観光のメニュー作りや、本市観光案内のアシストとして三井アウトレットパーク木更津や海ほたる、市内コンビニエンスストアなどを活用したガイドマップの設置配布など情報発信の強化等を通じて、観光振興を通した地域文化の継承及び地域産業等の活性化を図ります。 【観光ガイドブック・DVD 制作事業】 本市観光イメージの構築のため、観光ガイドブックや観光 DVD を制作し、公共施設等での貸出等に加え、インターネットを活用して広く配信します。					
前期アクションプランにおける成果と課題	観光情報やイベント情報を HP にリアルタイムで掲載する、インターネット動画共有サイトに掲載する等、積極的に情報発信を行い、観光協会の HP アクセス件数は増加しました。新たな交流拠点を最大限活用し、市産業の知名度向上と、地域活性化につなげることが課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）	袖ケ浦駅前に開設した新たな交流拠点施設「FARM COURT 袖ケ浦」などを活用し、観光協会を事業主体として本市の魅力を市内外へ情報発信します。HP や SNS のほか、ポスターや観光ガイドブックなどを活用し、様々な方法により効果的な観光情報の発信を行います。また、一般社団法人化した観光協会に対し、経営に対する助言や運営支援を行い、連携しながら観光の振興を図ります。					
実施主体	観光協会					
区分	継続（観光振興支援事業、観光ガイドブック・DVD 制作事業を統合）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	市の魅力・観光情報の発信					

(5)　分野横断的な取組み

【戦略・今後の方向性・具体的な取組み・取組事業の体系図】

分野	目標	戦　略	今後の方向性		具体的な取組み		取組事業		担当課	実施主体
分野横断的取組み	各産業の相乗効果を発揮	—	a	農業・工業・商業・観光業など各産業の連携及び交流の促進	(ア)	異業種企業間の出会いの場の創出と事業化の支援	a-①	地域資源活用商品開発支援事業	商工観光課 農林振興課	市
							a-②	農商連携推進事業	商工観光課 農林振興課	市
			b	シティセールスの推進	(ア)	効果的な情報発信の継続的実施	b-①	袖ケ浦市産業の魅力発信事業	商工観光課	市
							b-②	観光情報発信事業（再掲）	商工観光課 農林振興課	観光協会
					(イ)	市を代表する名物づくり	b-③	食によるまちの活性化事業（再掲）	商工観光課 農林振興課	市・商工会・観光協会
			c	交通アクセス性の高さの活用による産業振興	(ア)	交通アクセス性の高さを最大限に活かした取組み	c-①	貨客混載を活用した販売促進事業	商工観光課	市
					(イ)	各産業の観光産業化による振興	c-②	事業者連携による観光メニューづくり支援事業（再掲）	商工観光課 農林振興課	観光協会・市
					(ウ)	人手不足への対応による雇用環境の充実	c-③	雇用促進・就労支援事業（再掲）	商工観光課	市
							c-④	外国人労働者の活用支援事業	商工観光課 農林振興課	市・商工会

a　農業・工業・商業・観光業など各産業の連携及び交流の促進

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｱ）異業種企業間の出会いの場の提供と事業立ち上げの支援

（ｲ）専門コーディネーターを活用した事業化支援

見直し理由と内容	（ｱ）異業種企業間の出会いの場の提供と事業立ち上げの支援と、（ｲ）専門コーディネーターを活用した事業化支援は、取組事業が「異業種交流・連携支援事業」のみであり、実質的に同じ内容であったため、「異業種企業間の出会いの場の創出と事業化の支援」に統合します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｱ）異業種企業間の出会いの場の創出と事業化の支援

多様な産業分野の連携を図るためには、積極的に意見交換や情報共有ができる交流の場が必要です。市が異業種間の架け橋となり、積極的に異業種連携を推進します。

また、異業種企業間での事業立ち上げに際しては、販売促進支援や創業支援などの専門的知識を有する商工会を通じたノウハウの提供など、側面的な支援を行います。

【取組事業】

事業名	ａ－①　地域資源活用商品開発支援事業
担当部署	環境経済部商工観光課・農林振興課
事業概要（前期アクションプラン）	市内の事業者が定期的に情報交換・交流できる場を用意するとともに、異業種連携を希望する企業の業種やニーズなどを整理し、連携を希望する企業へ提供するなど、市内事業者間の連携やビジネスマッチングの成立を目指します。
前期アクションプランにおける成果と課題	産業振興懇談会の開催やビジネスマッチングの機会を設けるなど、異業種間連携を推進し、市内事業者にとって、有効な取組みであるとの意識付けが浸透しつつあります。今後は、このような産業間連携を市内に根付かせることが課題です。また、産業界が柔軟に連携し、互いの強みをマッチングすることで、更なる相乗効果が発揮できる仕組みづくりを行う必要があります。
事業概要（後期アクションプラン）	大学、高等学校との連携により、若者の視点による本市の豊かな地域資源の新たな活用方法について検討を進めます。また、市の地域資源を活用する事業者に対する補助制度を創設し、支援します。また、ビジネスマッチングの開催など、異業種交流・連携の支援を行います。
実施主体	市
区分	継続（旧異業種交流・連携支援事業）

事業計画

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
異業種交流・連携の支援					
地域資源活用補助制度の検討	補助制度の運用による農商工連携の推進				
大学等との連携協議	大学等との連携による地域資源活用の推進				

【取組事業】

事業名	ａ－②　農商連携推進事業					
担当部署	環境経済部商工観光課・農林振興課					
事業概要（後期アクションプラン）	袖ケ浦の食の魅力を高めるため、商業者と農業生産者の交流を促進するとともに、商業者が市内農畜産物を積極的に活用できるよう、市内での農畜産物の流通の円滑化を推進します。					
実施主体	市					
区分	新規					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	商業者と農業生産者の交流の機会の創出					
	農畜産物の流通の円滑化の手法の検討・実施の支援					

b　シティセールスの推進

【具体的な取組み】

(ｱ) 効果的な情報発信の継続的実施

市が有する地域資源の魅力を積極的かつ効果的に発信し、市への関心を高めることで、まちのイメージ向上を図ります。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="6">ｂ－①　袖ケ浦市産業の魅力発信事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="6">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="6">【シティプロモーション活動事業】
市の魅力を市内外に発信していくために、基本的な考え方と戦略の方向性を明らかにする方針を定めるとともに、推進体制を構築することにより、積極的かつ効果的なシティプロモーション活動を展開します。

【袖ケ浦の魅力発信事業】
ホームページ上で市の歴史や地理、産業、観光など様々な分野の問題をクイズ形式で楽しめる「袖ケ浦検定」など、市の魅力をより広く、より深く知ってもらうために効果的な情報発信の手法を検討し、市を訪れる人や定住する人を増やすための仕組みを構築し、市内外への情報発信を行います。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="6">アクアライン高速バスの発着駅等でのポスター掲示や、SNS を活用した情報発信により、市の PR を行いました。市の HP のアクセス件数は平成 30 年度に過去最高を記録したほか、令和元年に実施した市外住民へのアンケートにおいて、袖ケ浦市の認知度は 44.1％と平成 25 年調査時より 10 ポイント上昇しました。もっとも、県外住民の認知度は上昇傾向にあるものの、依然として低いため、この底上げが課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="6">マーケットが大きく、情報発信力・拡散性が強い都内等で開催されるイベントやマルシェなどに積極的に出店し、市外、県外住民に対して、袖ケ浦市の産業の魅力を発信し、大規模マーケットにおける市産業の知名度向上につなげます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="6">市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="6">継続（シティプロモーション活動事業、袖ケ浦の魅力発信事業を統合）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">イベント出店等による市内外への PR 活動の実施</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

【取組事業】

事業名		ｂ－②　観光情報発信事業（再掲）					
担当部署		環境経済部商工観光課・農林振興課					
事業概要（前期アクションプラン）		【観光振興支援事業】 観光資源の掘り起こしに努め「食べる」「観る」「体験する」などの観光のメニュー作りや、本市観光案内のアシストとして三井アウトレットパーク木更津や海ほたる、市内コンビニエンスストアなどを活用したガイドマップの設置配布など情報発信の強化等を通じて、観光振興を通した地域文化の継承及び地域産業等の活性化を図ります。 【観光ガイドブック・DVD 制作事業】 本市観光イメージの構築のため、観光ガイドブックや観光 DVD を制作し、公共施設等での貸出等に加え、インターネットを活用して広く配信します。					
前期アクションプランにおける成果と課題		観光情報やイベント情報を HP にリアルタイムで掲載する、インターネット動画共有サイトに掲載する等、積極的に情報発信を行い、観光協会の HP アクセス件数は増加しました。新たな交流拠点を最大限活用し、市産業の知名度向上と、地域活性化につなげることが課題です。					
事業概要（後期アクションプラン）		袖ケ浦駅前に開設した新たな交流拠点施設「FARM COURT 袖ケ浦」などを活用し、観光協会を事業主体として本市の魅力を市内外へ情報発信します。HP や SNS のほか、ポスターや観光ガイドブックなどを活用し、様々な方法により効果的な観光情報の発信を行います。また、一般社団法人化した観光協会に対し、経営に対する助言や運営支援を行い、連携しながら観光の振興を図ります。					
実施主体		観光協会					
区分		継続（観光振興支援事業、観光ガイドブック・DVD 制作事業を統合）					
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	
	市の魅力・観光情報の発信						

(ｲ) 市を代表する名物づくり

本市にはさまざまな地域資源がありますが、一方で市を代表するものがないというのが実態です。観光客や市民からの評価が高い袖ケ浦公園や袖ケ浦海浜公園、また、市内から見える富士山や市内の里山などの美しい景観等、既存の地域資源を有効に活用し、市の名物づくりを推進します。市民も巻き込みながら長期的な視点で取り組むことで知名度向上を図ります。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ｂ－③　食によるまちの活性化事業（再掲）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部商工観光課・農林振興課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">地元の農畜産物を使った料理の PR イベントや、気軽にまちなかを回遊しながら個店の特徴や自慢の逸品を知ってもらうイベント等を開催し、にぎわいと活気創出の取組みを促進します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">「そでがうらマルシェ」、「ガウラフェスタ with マルシェ」等の開催を通じて、にぎわいを創出するとともに産業間連携につなげました。継続的なイベント実施や情報発信により、参加者を増やし更なるにぎわいの創出につなげるとともに、新たな特産品を作ることが課題です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">本事業を通じて開発した洋風及び和風レシピや、袖っ粉ミックスなどの PR を継続するほか、袖ケ浦ならではの新たな特産品づくりを行う民間企業等に対して支援を行います。また、市内産の農畜産物をメニューに活用している事業者への支援を通じて、市内飲食店への回遊促進を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市・商工会・観光協会</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="6">イベント等の実施と活動団体への支援</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

c　交通アクセス性の高さの活用による産業振興

【具体的な取組み】

(7) 交通アクセス性の高さを最大限に活かした取組み

IC 周辺や IC に接続する主要幹線道路沿道における、産業・観光施設の立地など地域振興に寄与する土地利用については、計画的な規制誘導を図ります。

また、東京湾アクアラインの活用による物流の更なる効率化により、新鮮な農畜産物や工業製品を短時間で目的地に届けることが可能となり、一方では、本市の地域資源を積極的に広く発信することにより、本市を目的地として県内外から多くの観光客を呼び込むことが可能となります。交通アクセス性の高さを効果的に発信し、産業の振興を図ります。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ｃ－①　貨客混載を活用した販売促進事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部商工観光課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">袖ケ浦市と都心を結ぶ高速バスを活用し、市の新鮮な農畜産物や特産品を運び（貨客混載）、イベント等で販売することで、市の農畜産物の販路拡大やファンづくりにつなげます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">新規</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td colspan="5">貨客混載を活用したイベントへの出店</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

（イ）各産業の観光産業化による振興

都市化が進み人口が密集する東京都や神奈川県の東部と、豊かな自然や農畜産業の盛んな本市は、東京湾アクアラインにより短時間で結ばれており、来訪者が感じる「驚き」を魅力に変えることが出来ます。都会では味わえない緑と開放感を満喫できる東京ドイツ村、農畜産物の収穫体験など、市民には身近なことが観光資源となります。

市民にとっては当たり前でも、都会では味わえない魅力を掘り起し、観光の視点から、農業、商業、工業の振興を図ります。

【取組事業】

<table>
<tr><td colspan="2">事業名</td><td colspan="5">ｃ－②　事業者連携による観光メニューづくり支援事業（再掲）</td></tr>
<tr><td colspan="2">担当部署</td><td colspan="5">環境経済部商工観光課・農林振興課</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（前期アクション
プラン）</td><td colspan="5">市内の農業・商業・工業・観光業など、各産業が持つ魅力を引き出した袖ケ浦ツアーを造成します。ツアーは旅行会社等と連携して市内外へ発信し、参加者による本市の魅力発信を促します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">前期アクション
プランにおける
成果と課題</td><td colspan="5">東京・神奈川在住者を対象としたバスツアーを開催し、袖ケ浦の魅力を体験していただき、本市の PR に繋げました。今後は、市や観光協会が主催する形ではなく、地元主体でツアー等に取り組めるよう支援していくことが必要です。</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業概要
（後期アクション
プラン）</td><td colspan="5">市内の観光事業者だけでなく、農業、商業、工業などの各事業者が持つ観光商品・サービスを組み合わせ、本市でしか味わうことができない、着地型の観光メニューづくりに取り組む意向がある事業者を支援します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体</td><td colspan="5">観光協会・市</td></tr>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="5">継続（旧農商工観光連携による袖ケ浦ツアー造成事業）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>令和２年度</td><td>令和３年度</td><td>令和４年度</td><td>令和５年度</td><td>令和６年度</td><td>令和７年度</td></tr>
<tr><td>企画の検討</td><td colspan="5">着地型ツアーの実施・ツアーの企画作成</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

【具体的な取組み（前期アクションプラン）】

（ｳ）定住促進に伴う消費需要の確保と雇用環境の充実

見直し理由と内容	産業振興においては、長期的な定住促進よりも、現在は雇用環境の充実（人手不足対策）の緊急性・重要性が高いため、「人手不足への対応による雇用環境の充実」に変更します。

【具体的な取組み（後期アクションプラン）】

（ｳ）人手不足への対応による雇用環境の充実

全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中、人手不足への対応は重要度を増しています。本市の求人範囲は、市内や近隣市にとどまらず、人材が豊富なアクアラインの対岸地域も通勤可能なエリアといえ、企業の人材確保には有利な環境にあります。市内企業の雇用機会及び、市民の就業機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会により市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。また、外国人労働力を活用したい企業に対して情報提供などの支援を行います。

【取組事業】

事業名	ｃ－③　雇用促進・就労支援事業（再掲）
担当部署	環境経済部商工観光課
事業概要（前期アクションプラン）	**【人材の確保・育成支援事業】** 商工会が実施する人材育成事業の支援に加え、国や県の人材育成支援策や制度の情報提供を行い、市内企業の人材育成を支援します。 **【雇用促進奨励金交付事業】** 市内の事業者を対象に、市内に住所を有する高年齢者及び障害者を雇用する場合に奨励金を交付し、就業機会を得ることが困難な方の就労機会を確保します。
前期アクションプランにおける成果と課題	市及び商工会から情報提供を行い、人材育成につなげたほか、高年齢者や障がい者を雇用する企業に対して奨励金を交付しました。まだ市内企業の状況が十分に知られていないことから、企業見学会等を開催するなど継続的な企業 PR が求められています。
事業概要（後期アクションプラン）	市民の就業機会及び市内企業の雇用機会を確保するため、合同就職説明会や合同会社見学会により市内企業と就職希望者とのマッチングを図ります。また、ハローワーク等の関係機関と連携して、就職支援セミナーの開催等により女性やシニア、障がい者等、多様な世代の方が希望する形で就労を実現できるよう支援を行います。
実施主体	市

区分		継続（人材の確保・育成支援事業、雇用促進奨励金交付事業を統合）				
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	就職説明会、会社見学会の開催等による就労支援の推進					

【取組事業】

事業名		ｃ－④　外国人労働者の活用支援事業				
担当部署		環境経済部商工観光課・農林振興課				
事業概要（後期アクションプラン）		人手不足対策として、技能実習生などの外国人労働力を活用したい企業などに対して、各種制度内容や法律上の注意点などを教えるセミナーや相談会を開催します。また、新たに開始された特定技能の在留資格制度に関しても最新の情報などを市内企業へ発信し、人手不足の解消につなげます。				
実施主体		市・商工会				
区分		新規				
事業計画	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
	セミナー等の開催による外国人労働者の活用の推進					

袖ケ浦市産業振興ビジョン
【後期】アクションプラン
令和２年３月発行
企画・編集
袖ケ浦市 環境経済部 商工観光課
〒299-0292　袖ケ浦市坂戸市場 1-1
TEL　0438-62-3428
FAX　0438-62-7485

袖ケ浦市

袖ケ浦市マスコットキャラクター「ガウラ」